

## 業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

江東区災害時協定連絡協議会分科会運営支援業務委託

### 2 契約期間

契約確定日翌日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

江東区役所総務部危機管理室防災計画課

東京都江東区東陽4-11-28

### 4 目的

今後30年で70%の確率で発生するとも言われる首都直下地震が発生した場合、首都圏の広範囲で甚大な被害が想定されている。令和4年に公表された被害想定では、道路上の障害物による道路閉塞等による救出救助活動の遅れや、多数の負傷者の搬送が間に合わない、避難環境の悪化による震災関連死など、状況によって被害が更に拡大する可能性についても災害シナリオで明らかにされた。

こうした甚大な被害から区民の生命と財産を守るために、平素からの減災の取組に加えて、情報空白期間であり人員・資機材が限られる発災直後から、人命救助や応急復旧など、迅速かつ適切な災害対処が極めて重要となる。そのためには、区だけではなく防災関係機関、災害時協力協定団体、自主防災組織、区民など、災害対処に係る各主体個々の対応力向上や主体間の連携強化が不可欠である。

本業務は、江東区災害時協定連絡協議会に設置する「物資供給・輸送」および「施設」に係る分科会において、関係団体と行政が連携し、災害対応力の向上を図るため、それぞれの分科会の円滑な運営、意見整理、課題抽出および報告書作成等を支援することを目的とする。

### 5 業務内容

#### （1）業務計画書の作成

業務開始に当たり、受託者は、業務の実施方針、方法、工程、体制等を立案し、これらを整理した業務計画書を作成して提出する。

#### （2）資料の収集・整理

受託者は江東区災害時協定連絡協議会分科会の運営支援にあたり、必要となる資料を収集・整理する。なお、業務期間内に資料が改定された場合には、可能な限り反映するものとする。

また、対象とする災害については、大規模災害発生時には、災害の事象によらず、それぞれの状況に応じて柔軟に必要な対処を行うことが不可欠であるが、本業務で対象とする事象については、都内で最大の被害が想定される自然災害である首都直下地震を前提とする。また、その他のリスクや複合的な事象についても、各々の特徴を踏まえて、留意すべき事項について整理を行うものとする。

### (3) 江東区災害時協定連絡協議会分科会の開催について

#### ① 概要

災害時協力協定先との災害時における活動について定期的な情報共有を行うだけではなく、発災時の対応を円滑に行える体制の整備整理を行う。災害時の実効性を確保するため、災害時協力協定先を分野ごとに分け、それぞれ分野ごとにワークショップなどを通して検討を行う。分科会については「物資供給・輸送」、「施設」に分類される協定先を集め、各分野につき全3回（合計6回）実施する。

#### ② 参加団体

##### (ア) 災害時協力協定団体

対象となる災害時協力協定先は江東区HPに掲載されている最新の団体（令和8年1月時点185団体）のうち、「物資供給・輸送」、「施設」に分類される団体

**物資供給・輸送：37**

**施設：65**

復旧・復興活動：16

活動協力：55

医療救護：6

相互応援：6

[https://www.city.koto.lg.jp/057101/bosai/bosai-top/taisakukeikaku/info\\_7055\\_7062.html](https://www.city.koto.lg.jp/057101/bosai/bosai-top/taisakukeikaku/info_7055_7062.html)

#### (イ) 庁内部署

江東区災害対策本部条例施行規則における各部の分掌事務や江東区事業継続計画における各部非常時優先業務などを参考に、府内参加部署を区と協議のうえ決定する。

※「物資供給・輸送」、「施設」に関係する国、都および関係機関等については、必要に応じて協議、相談することを検討する。

#### ③ 江東区災害時協定連絡協議会分科会の運営支援

江東区災害時協定連絡協議会分科会について以下の運営支援を行う。

##### (ア) 分科会報告書素案の作成（契約確定日の翌日～令和8年6月下旬頃）

以下の項目について、分科会ごとの報告書素案を作成する。

- ・分科会のビジョン、取組方針
- ・想定される災害対応業務
- ・災害対応における課題整理
- ・課題解決に向けた方策
- ・その他必要事項

作成にあたっては、既存計画、災害時協定内容、東京都等の指針・被害想定を踏まえ、分科会での検討の土台となる内容とする。

##### (イ) 分科会の企画・運営支援（令和8年7月上旬～令和9年2月下旬頃）

各分野につき全3回（合計6回）について、以下の支援を行う。

- ・分科会の開催計画（目的、論点、進行案）の作成
- ・会議資料（説明資料、論点整理資料等）の作成
- ・分科会当日のファシリテーション支援
- ・議事録の作成
- ・分科会での意見を踏まえた報告書素案の修正 等

#### (ウ) 分科会対象団体へのアンケートの企画、実施、整理

(令和8年6月上旬～令和9年2月下旬頃)

- ・各分科会の開催前に、参加団体等を対象としたアンケートを実施する。
- ・アンケートは、団体の負担軽減を考慮し、選択式を中心とする。
- ・アンケートの内容は分科会における議論の論点整理および報告書作成の参考資料として活用できるものとし、区と協議のうえ、決定する。
- ・アンケート実施にあたり、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日）のうち、「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」を参考とし、事前の被害想定を提示する。
- ・回収したアンケート結果は整理・分析し、分科会での議論に資する資料としてまとめる。
- ・分科会の運営にあたり、必要に応じて追加アンケートを実施する。

#### (エ) 分科会報告書のとりまとめ（令和9年2月上旬～3月下旬頃）

- ・各分科会の検討結果を反映した分科会報告書（案）を作成する。
- ・区と調整を図りながら報告書を取りまとめ、成果物として納品する。
- ・報告書は、今後の協定運用や実務に活用可能な内容とする。

#### (4) 打合せ協議

本業務に関する打ち合わせ協議は、「業務着手時」、「成果品納品確認時」、「分科会開催前」等、少なくとも計8回は行うものとする。打合せ実施後は、受託者は速やかに記録簿を作成し、提出する。

#### 6 成果品

業務完了時に以下の図書等を提出する。また、電子データ提出の際はエラーが出ないことを確認し、ウイルス対策を実施したうえで提出する。なお、成果品（成果品および派生する権利等について）の帰属については、すべて区に帰属する。

- (1) 分科会報告書：分野ごと2部（A4判、ファイル製本）
- (2) 分科会報告書（概要版）：分野ごと2部（A3判 1枚程度）
- (3) 業務報告書：1部

本委託業務の実施内容及び業務を通じて得られた関係資料、次年度実施すべき事項の提案をまとめたもの。

- (4) 電子データ（1）～（3）：1セット（CDまたはDVD）

（電子データについては編集可能なデータ形式のものおよびOCR加工のされた文字検索が可能なPDF形式のものをそれぞれ用意すること。また、データ容量が10MBを超過する場合には別途10MB未満のデータも用意すること。）

#### 7 支払方法

業務完了後、履行内容を担当者が検査し合格後、一括払いとする。

#### 8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度区と受託者が協議し、決定すること。

(2) 受託者は、業務を通じて知り得た事項について、その一切を第三者に漏らし、または利用してはならない。

(3) 本業務に係る事故が生じた時は、受託者は速やかにその状況を区に報告しなければならない。

(4) 業務の遂行にあたり使用する関係書類及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。

## 9 担当部署

江東区総務部危機管理室防災計画課防災計画係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 防災センター4階

TEL : 03-3647-9584

E-mail : [bosai@city.koto.lg.jp](mailto:bosai@city.koto.lg.jp)